

諮問番号：平成28年度諮問第29号

答申番号：平成28年度答申第28号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

ケースワーカーは、通院先を選ぶのは審査請求人であるとの理由で、審査請求人の長女（以下「長女」という。）が治療のために通院すべき病院についての情報の提供及び助言の一切を拒否した。

長女は、現に審査請求人が長女の治療を希望する医療機関（以下「本件医療機関」という。）に通院しており、その通院の必要性を認めるべきであり、本件医療機関への通院に係る移送費（以下「本件通院移送費」という。）についての保護の変更申請を却下する処分（以下「原処分」という。）は、長女に足の痛みがあるのに、徒歩で通わなければならないことを強いるものであり、違法又は不当である。

2 処分庁の主張の要旨

長女が、両足有痛性外脛骨障害（以下「本件傷病」という。）の治療のために本件医療機関へ通院するには、公共交通機関を利用する必要があるとあって、片道410円の交通費を要する一方で、審査請求人の自宅から比較的近距离には、整形外科を診療科とする複数の医療機関が所在し、長女が継続的に受診している医療機関（以下「近隣医療機関」という。）もその一つで、徒歩圏内に所在すること、他の医療機関でも加療が可能との本件医療機関の医師（以下「本件主治医」という。）の意見を踏まえた実施機関医との協議においても、比較的近距离に所在する医療機関の例外には当たらないことを確認したことから、本件医療機関は、比較的近距离に所在する医療機関とも、比較的近距离に所在する医療機関の例外とも位置付けられず、本件通院移送費は、給付の範囲の要件に合致しないと判断し、原処分を行ったのであり、その判断に違法又は不当な点はない。

また、本件主治医は本件医療機関への通院について公共交通機関による移送を要するとしており、そうすると、近隣の駅等までは徒歩で移動することが予定され、また、長女は徒歩で通学していることから、長女が徒歩による移動ができない状態にないことは明らかであり、このことは審査請求人が本件通院移送費の給付を自ら申請していることから自認しているものといえ、審査請求人の主張には理由がない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 長女は、本件傷病の治療のため、通院が必要であるが、本件主治医は「他医でも加療は可能」と回答していること、長女が徒歩で通院できる範囲内に整形外科を診療科とする複数の医療機関が存在することから、本件においては、「被

保護者の病状・障害等を勘案し」た場合に、「徒歩や自転車等で通院できる範囲内に適当な医療機関」があるといえ、それがあつ以上、通院に係る移送費を要することとなる本件医療機関は、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」に該当しないといふべきであつて、通院に係る移送費の給付が認められるための要件を満たしていないといえる。

したがつて、原処分は、法令等の定めに従い適正になされたものであつて、違法又は不当な点は認められない。

- 2 審査請求人は、原処分について、長女に足の痛みがあるのに、徒歩で通わなければならないことを強いるものである等を主張するが、審査請求人が行つた保護の変更申請は、そもそも公共交通機関による通院を前提に交通費の給付を求めるものであつて、一般に公共交通機関による通院は、最寄りの駅等まで徒歩で移動することを前提とし、また、現に長女は、通院に係る移送費を要しない近隣医療機関に通院できていることから、審査請求人の主張は、もとよりその前提を欠きこれを採用することはできない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年2月8日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更の申請に対する決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、通院に係る移送費の給付は、「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によつて行うもの」とされ、受診する医療機関は、原則として「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」に限るものとされている。

この「比較的近距离」という文言の意味からすれば、通院に係る移送費の給付の対象となる医療機関は、本来、要保護者の居住地等と医療機関との距離という観点から複数の医療機関を比較検討して判断すべきものであると解するのが相当である。

その一方で、前記の基準が、本件のように「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」にあつては、「被保護者の病状・障害等を勘案し、徒歩や自転車等で通院できる範囲内に適当な医療機関がないか検討すること」としていることに照らせば、居住地付近に「通院に係る移送費を要しない方法」で通院できる適当な医療機関がある場合には、このような医療機関と比較して、通院に係る移送費を要する医療機関は、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」に該当しないものとみるべきである。

これを本件についてみると、長女は本件医療機関以外の医療機関への転院が可能であるとされ、かつ、長女が「徒歩や自転車等で通院できる範囲内」に、「適当な医療機関」といふべき整形外科を診療科とする複数の医療機関が所在する以上、通院に係る移送費を要することとなる本件医療機関は、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」には該当しないといふべきであつて、通

院に係る移送費の給付が認められるための要件を満たしていないといえる。

したがって、本件通院移送費の給付を要しないと判断した原処分は、法令等の定めに従い適正になされたものであって、違法又は不当な点は認められない。

もともと、長女の本件傷病等の状態をみたときに、本件医療機関以外の医療機関では対応が困難といえるような特別な事情があるとするれば、例外的に本件通院移送費の給付を検討すべき余地も生じうるが、本件においてはそのような事情は認められず、結局、原処分は適法かつ正当に行われたというほかないから、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続も適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美